

第8条（報酬の返還）

丙が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を甲の請求にもとづき返還するものとする。但し、丙に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

入社後 1ヶ月未満の場合：本件報酬の100%

入社後 2ヶ月未満の場合：本件報酬の50%

入社後 3ヶ月未満の場合：本件報酬の30%